

対象年度		令和 2年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		初期救急医療体制整備事業						予算事業名		緊急医療体制事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	消防法、救急病院等を定める省令				
				04	01	02	1101	経常経費	根拠法令				
総合計画体系		1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-1健康で安心して暮らせる保健福祉の充実（健康・医療）											
		③地域医療体制の充実						担当課係等		健康増進センター 管理係			
		1救急医療体制の整備											
事業期間		継続（昭和60年度～ 年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
休日でも、急病（怪我）時、誰もが迅速に医療が受けられる。							筑西市は、夜間休日一次救急診療所にて対応している。 小山市は、小山地区医師会に委託し、夜間休日急患診療所と在宅当番医制と併用で実施している。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
日曜・祝日及び年末年始の休日でも、迅速に初期救急医療が受けられるよう在宅当番医を設置し初期救急医療体制を整備する。 診療については、結城市医師会に委託する。							市民						
地域住民の救急搬送受け入れを円滑化するため、市内私的二次救急医療機関（結城病院、城西病院）に対し救急医療体制強化支援補助金交付を平成31年度より実施。							【事業をとりまく環境の変化】						
							初期救急医療体制については、在宅当番医制と休日診療所開設によって実施する方法がある。公立病院がない市町村では、在宅当番医制として実施しているところが多い。						
【令和 2年度 事業内容】				【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】					
・在宅当番医制事業 日曜・祝日及び年末年始の休日において1日2医療機関が診察 ・救急医療体制強化支援補助金事業				・在宅当番医制事業 日曜・祝日及び年末年始の休日において1日2医療機関が診察 ・救急医療体制強化支援補助金事業				・在宅当番医制事業 日曜・祝日及び年末年始の休日において1日2医療機関が診察 ・救急医療体制強化支援補助金事業					
■事業費													
				H30年度		R01年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	8,154	24,132						
歳入計（千円）				8,154		24,132							
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）							
	13 委託料			8,154		8,532							
	19 負担金補助及び交付金			0		15,600							
歳出計（千円）（A）				8,154		24,132							
伸び率（％）						195.95							
備考	総合計画 51 ページ 予算書 97 ページ												

平成30年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H30年度	R01年度	R02年度
活動 指標	在宅当番医診療日数	日	目標	73.00	76.00	72.00
	在宅当番医制における日曜・祝日及び年末年始の休日の診療日数		実績	73.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	受診者数	人	目標	3,600.00	3,600.00	3,600.00
			実績	3,564.00	0.00	0.00
	1日あたり受診件数	人	目標	50.00	50.00	50.00
			実績	49.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	休診日の在宅当番医制及び救急搬送受け入れの円滑な実施のための救急医療体制整備は、市民が安心して暮らせるためには必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	在宅当番医制は市医師会へ委託し、救急医療体制整備については市内私的二次救急医療機関（結城病院、城西病院）が実施することで、生活圏域の医療充実は妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	患者が救急時において身近な診療所・病院へかかることができる。
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	医師会との協議で決定している。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市民全体に関係していることから偏りはない。ただし、2歳以下の小児診療について課題はある。
有効性	成果向上の余地	B どちらとも言えない	結城市内の在宅当番医以外、小山市夜間休日救急センターや友愛記念病院、自治医科大学病院等受診している現状があることから十分とは言えない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	日曜・休日、年末年始等の昼間においては計画通り実施できている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
日曜・休日、年末年始等の昼間の診療においては、問題なく実施されている。しかし、夜間初期救急医療、小児初期救急医療については、体制が十分とは言えない。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
夜間、初期救急医療体制、小児初期救急医療体制整備について、医師会と協議する必要がある。また、生活圏域内の広域で連携して整備することも視野に入れて検討する必要がある。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 在宅当番医制事業については、医師会の協力を得ながら事業を継続する。平成31年度から新規事業として、救急医療体制強化支援補助金を開始し、より市民が安心して生活できる医療体制を整備した。夜間診療及び小児救急医療体制整備については、近隣市町の状況を把握し市としての方針を決定する。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了
企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。